

(参考4)

農林水産省における平成19年度競争的研究資金制度の概要

制度(事業)名	区分・内容	対象	研究期間・研究費
新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業 H19: 47億円(48億円)	リスクの高い基礎研究	大学、独立行政法人、 公立試験研究機関、 民間企業等	3~5年 上限1億円/課題 【農業・食品産業技術 総合研究機構から委託】
生物系産業創出のための 異分野融合研究支援事業 H19: 23億円(23億円)	異分野融合研究開発型	異分野で構成される コンソーシアム(民間・ 大学・独法等)	5年 上限6千万円/課題 【同上】
	起業化促進型	起業を目指す大学・ 独法等の研究者	2年 上限2,600万円/課題 【同上】
産学官連携による食料産業等 活性化のための新技術 開発事業 H19: 7億円(10億円)	産学官連携による食料産業 活性化	大学、独法等と連携 する民間企業等	3年以内 上限4千万円/課題 (補助率2/3) 【国から補助】
先端技術を活用した農林 水産研究高度化事業 H19: 52億円(49億円)	研究領域設定型研究(農林水産 施策推進に必要な重点研究 領域に対応した研究) ①全国領域設定型研究 1)一般型 2)リスク管理型 3)輸出促進・食品産業海外 展開型 ②地方領域設定型研究	公立試験研究機関、 独法、大学、民間企業、 生産者等で構成される グループ	原則3年以内(最大5年) 【国から委託】 ①全国領域設定型研究 1)一般型 上限5千万円/課題 2)リスク管理型 研究費は規模等に応じて 設定 3)輸出促進型 上限5千万円/課題 ②地方領域設定型研究 同2千万円/課題
	地域活性化型研究(地域の技術 シーズの活用又は地域ニーズ への対応を図る実用化研究) ①地域競争型研究 ②広域ニーズ・シーズ対応 型研究 ③現場連携支援実用化促進 型研究		①地域競争型 同2千万円/課題 ②広域ニーズ・シーズ 同2千万円/課題 ③現場連携 同2千万円/課題
	府省連携型研究(他府省の 基礎・基盤的研究で生まれ た技術シーズや他分野の研 究成果を活用した研究)		府省連携型 同3千万円/課題
	緊急課題即応型調査研究(突 発的な緊急課題に対応した 短期間の調査研究)		緊急課題即応型 研究期間は1年以内 研究費は規模等に応じて 設定

○農林水産省における研究開発評価に関する指針  
(平成18年3月31日農林水産技術会議決定)

(関係部分抜粋)

第4 研究制度評価

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて研究制度の評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価対象となる研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い自己評価を実施し、評価専門委員会に報告する。
- ③ 評価専門委員会は、②の自己評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価結果を決定し、技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は、評価専門委員会の決定をもって技術会議の評価結果の決定とともに、評価結果を踏まえて、研究制度の見直し、運用の改善、予算の配分等、所要の措置を行う。

○研究開発評価実施要領（平成19年6月29日一部改正）  
（関係部分抜粋）

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

（1）事前評価

評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直して開始しようとする部分とするが、以下に該当するものは除く。評価は、概算要求を提出するまでに実施する。

ア 中間評価の結果を踏まえて開始するもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

ウ 制度内容の変更を伴わず単に制度規模の拡大に伴い経費が増加するもの

2 評価の方法

① 評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準は別表1を原則とする。

② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び自己評価は、技術政策課の総括の下、研究制度の担当課が実施する。

別紙 研究制度（事前評価）の評価項目及び評価基準

## 研究制度（事前評価）の評価項目及び評価基準

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項（注2）	評価基準
1. 農林水産業・食品産業、国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産業・食品産業のニーズからみた重要性</li> <li>・ 国民生活のニーズからみた重要性</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政施策との連携、国の基本計画等との関係の明確性</li> <li>・ 他の制度との役割分担から見た必要性</li> <li>・ 次年度に着手すべき緊急性</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
3. 研究制度の目標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究制度の目標の明確性</li> <li>・ 目標とする水準の妥当性</li> <li>・ 目標達成の可能性</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
4. 研究制度の仕組みの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の対象者の妥当性</li> <li>・ 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性</li> <li>・ 投入される研究資源の妥当性</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
5. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果の明確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会・経済への効果（農林水産業の発展、新たな市場の開拓、地域への貢献、知的財産の形成、人材育成等）の明確性</li> <li>・ 研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）</li> </ul>	S：非常に高い A：高い B：やや低い C：低い
〔総括評価基準〕 1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。 A：研究制度は重要であり、内容は適切 B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容見直しが必要 C：研究制度は不適切		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は以下のとおり。

・ 必要性は1及び2、効率性は4、有効性は3及び5

（注2）研究制度内容により該当しないものについては、それを除外して評価を行う。

○評価専門委員会委員名

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 貝沼 圭二  | (元国際農業研究協議グループ(CGIAR) 科学理事会理事) |
| 林 良博   | (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)           |
| 池上 徹彦  | (文部科学省宇宙開発委員会委員)               |
| 岩間 和人  | (北海道大学大学院農学研究科教授)              |
| 金濱 耕基  | (東北大学大学院農学研究科教授) (座長)          |
| 木村 真人  | (名古屋大学大学院生命農学研究科教授)            |
| 鈴木 敦   | (弁理士)                          |
| 鈴木 鐵也  | (北海道大学大学院水産科学研究科教授)            |
| 世古 晴美  | (元兵庫県農林水産技術総合センター作物部長)         |
| 田中 隆治  | (サントリー株式会社顧問)                  |
| 西村 いくこ | (京都大学大学院理学研究科教授)               |
| 三野 徹   | (京都大学大学院農学研究科教授)               |
| 門間 敏幸  | (東京農業大学国際食料情報学部教授)             |